

日本国憲法と安全保障法制

～子どもたちが平和な世界でくらすために考えなくてはいけないこと～

日時 2016年2月5日(金) 10:00～12:00

会場 プラバホール(松江総合文化センター)大会議室
松江市西津田6丁目5番44号 TEL. 0852-27-6000 ※会場の駐車場が少ないのでなるべく
乗り合わせてご来場願います

講師
小熊 竹彦氏

日本生活協同組合連合会
総合運営本部 政策企画部 部長



日本国憲法前文

日本国民は、正当に選挙された国会における代表者を通じて行動し、われらとわれらの子孫のために、諸国民との協和による成果と、わが国全土にわたつて自由のもたらす恵沢を確保し、政府の行為によつて再び戦争の惨禍が起ることのないやうにすることを決意し、ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する。そもそも国政は、国民の厳粛な信託によるものであつて、その権威は国民に由来し、その権力は国民の代表者がこれを行使し、その福利は国民がこれを享受する。これは人類普遍の原理であり、この憲法は、かかる原理に基くものである。われらは、これに反する一切の憲法、法令及び詔勅を排除する。

日本国民は、恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚するのであつて、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した。われらは、平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めてゐる国際社会において、名誉ある地位を占めたいと思ふ。われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。

われらは、いづれの国家も、自国のことのみに専念して他国を無視してはならないのであつて、政治道徳の法則は、普遍的なものであり、この法則に従ふことは、自国の主権を維持し、他国と対等関係に立たうとする各国の責務であると信ずる。
日本国民は、国家の名誉にかけ、全力をあげてこの崇高な理想と目的を達成することを誓ふ。

上記の日本国憲法前文は、日本国憲法の一部としての性質があります。我が国は、恒久の平和を念願し、政治道徳の法則を普遍としてきた憲法前文の誓いに応え、戦後70年間、戦争を一度も起こしていない世界でも稀な国の一つです。

2015年秋、圧倒的多数の憲法学者が「憲法違反」と断じている「安保関連法案」が、強行可決されました。「憲法とはなにか?安保関連法案とはなにか?」現在の状況をどう捉えたらいいのかを一人ひとりが考え、判断する機会として憲法学習講演会を開催いたします。お誘いあわせの上、是非ご参加ください。

【主催】島根県生活協同組合連合会

・松江保健生協・ひかわ医療生協・出雲医療生協・労済生協・島根大学生協・グリーンコープ生協・島根県学校生協・生協しまね

参加申し込み方法

◆参加費 無料 (会員生協の組合員さんはどなたでも参加できます)
入場整理券等はありません。お申込みをされた方は当日会場に御越し下さい。
託児は用意しておりません。何卒ご理解願います。

参加のお申込みは、FAXまたは所属の生協へ事前にお申込をお願いします

FAX 0852-27-5742

★生協しまねの組合員の方は…

TEL 0120-336-021まで

①組合員名 ②参加者名 ③ご連絡先

※ご記入頂いた内容につきましては、学習講演会でのご連絡以外は使用いたしません。



FAX 0852-27-5742 島根県生協連事務局行

<参加者名>	<連絡先>	<所属生協>